

随意契約によることとした理由

1 件名

国民健康保険料口座振替登録インセンティブ事業に係る広島市国民宿舎湯来ロッジ宿泊クーポン券の購入

2 品名

広島市国民宿舎湯来ロッジ宿泊クーポン券

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島県広島市中区田中町 2 番 10 号

(2) 名称

東洋観光株式会社

4 隨意契約の根拠規定

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 隨意契約によることとした理由

広島市国民宿舎湯来ロッジの宿泊クーポン券は、当該施設の指定管理者である東洋観光株式会社が発行元であり、当該企業以外から直接購入できない。よって契約の相手方が特定されることから、本契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、随意契約によることとした。